

○議長（茅沼隆文）

次に、日程第15 報告第9号 専決処分の報告について（開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題といたします。

報告書の説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、読み上げさせていただきます。

報告第9号 専決処分の報告について（開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて）。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

平成30年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、2枚目の専決処分書をご覧ください。

専決処分書。町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により、指定された町長の専決処分事項について次のとおり専決処分する。

平成30年7月30日、開成町長、府川裕一。

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第56号）の施行に伴い、同施行令を引用する開成町介護保険条例（平成12年開成町条例第6号）の規定を整理する必要があるため、別紙のとおり開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定する。

それでは、条例改正の経緯等について御説明をさせていただきます。介護保険法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月22日に公布されまして、平成30年8月1日に施行されております。この主な内容でございますが、介護保険の自己負担の割合、また高額介護サービス費等の所得段階の判定、それを行うに際し所得をはかる指標となる個々の合計所得金額に対して、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等租税特別措置法に規定されております長期及び短期の譲渡所得を特別控除として適用するものでございます。土地の売却には、災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合があることから、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするものでございます。

既に平成29年度より、第1号被保険者の介護保険料の判定基準の特例として同様の特別控除を適用することとして、平成29年の3月に町介護保険条例の一部改正を行わせていただきました。このときは介護保険料の判定基準、その特例ということで改正を行ったわけでございますが、今回は介護保険の自己負担の割合、また高額介護サービス費等の所得段階、その判定に対しても同様の基準を適用するというものでございます。したがって、内容はそれと同一でございますけれども、8月1日より自己負担の割合に3割負担が導入をされております。それにあわせて、今回、自己負担の割合と高額介護サービス費等の段階判定に際しても適用することに

なり、政令が施行されたものでございます。

これまで、この規定は介護保険法の施行令第38条第4項に規定されておりましたが、改正令による改正で削られまして、同じ内容を定める規定が第22条の2第2項として新設されました。このため、本改正につきましては、町長の専決処分事項に関する条例第2号を適用し、専決処分により条例改正を行ったものでございます。

それでは、1ページ、お開きいただいて条例をご覧ください。

開成町条例第20号、開成町介護保険条例の一部を改正する条例。

開成町介護保険条例（平成12年開成町条例第6号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

左側が改正後、右側が改正前でございます。こちらの第5条第6号中、「政令第38条第4項」を「政令第22条の2第2項」に改正をするものでございます。

附則でございます。この条例は、平成30年8月1日から施行いたします。

御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、以上で報告第9号 専決処分の報告について（開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて）の報告を終了いたします。